

審議事項 1

特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク 慶弔規定の改定について

1. 改正の理由・主旨

- ①慶弔規定が平成21年に施行された時には、クラブ毎に慶弔規定があり各クラブからも慶弔費が支払われていた。現在は、各クラブの慶弔規定は廃止され法人規定のみになっているが、物価や社会的背景を鑑みると、過少ではないかと思われる。一般的に見て、常識の範囲で変更しようというものである。
- ②弔事の対象について、現行にはない法人職員の父母を追加するものである。
- ③緊急の場合の判断は、理事長と事務局において協議・決定となっているが事務局は判断する機関ではないため、執行部に変更するものである。

2. 現行規程対照表

現行	改正後
<p>第1条 特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク(以下「法人」という)会員および職員に対しての慶弔は本規定によるものとする。</p> <p>第2条 慶事について、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 法人職員の慶事及び表彰に関しては、職種ごとに定める就業規則による。</p> <p>(2) その他の特別な慶事に関しては、理事会で対応を協議する。ただし、緊急を要する場合は、理事長及び事務局において協議・決定し、事後の理事会に報告する。</p> <p>第3条 弔事について、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 次の弔事の際は、ご遺族に対し弔慰金を贈るとともに、理事長名で弔電を打電する。</p> <p>①児童クラブ入所児童の死亡……………5,000円</p> <p>②児童クラブ入所児童の保護者の死亡…3,000円</p> <p>③法人職員及び法人役員の死亡……………3,000円</p> <p>(2) 事務局は、通夜及び葬儀の日時・場所等を法人役員及び各クラブ等に連絡する。</p> <p>(3) 通夜及び葬儀等へは、法人代表として理事長もしくは法人役員が、可能な限り参列するものとする。</p> <p>(4) 上記(1)の弔事を知りえた会員または職員は、すみやかに法人事務局に連絡すること。</p>	<p>第1条 現行通り</p> <p>第2条</p> <p>(1) 現行通り</p> <p>(2) その他の特別な慶事に関しては、理事会で対応を協議する。ただし、緊急を要する場合は、理事長及び執行部において協議・決定し、事後の理事会に報告する。</p> <p>第3条 弔事について、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 次の弔事の際は、ご遺族に対し弔慰金を贈るとともに、理事長名で弔電を打電する。</p> <p>①児童クラブ入所児童の死亡……………<u>10,000円</u></p> <p>②児童クラブ入所児童の保護者の死亡…<u>10,000円</u></p> <p>③法人職員及び法人役員の死亡……………<u>10,000円</u></p> <p>④法人職員の父母(配偶者の父母を含む)の死亡…<u>理事長及び執行部において協議・決定し、事後の理事会に報告する。</u></p> <p>(2) 現行通り</p> <p>(3) 現行通り</p> <p>(4) 現行通り</p>

(5) その他の弔事に関しては、理事会で対応を協議する。ただし、緊急を要する場合は、理事長及び事務局において協議・決定し、事後の理事会に報告する。

第4条 返礼

本規定による慶弔に対しては、一切返礼しないものとする。

第5条 改廃

本規定の改廃は、法人理事会の承認を要するものとする。

付則

この規定は平成21年4月1日から施行する。

(5) その他の弔事に関しては、理事会で対応を協議する。ただし、緊急を要する場合は、理事長及び執行部において協議・決定し、事後の理事会に報告する。

第4条 現行通り

第5条 現行通り

付則

この規定は平成21年4月1日から施行する。

この規定は平成29年8月20日から施行する。